

白岡市シニア元気アップ教室参加者選考基準  
(平成30年6月27日決裁)

この選考基準は、白岡市地域支援事業実施要綱（平成28年10月17日告示第302号）別表第1第1項 一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業 シニア元気アップ教室の実施について必要な事項を定めるものとする。

## 1 対象者要件

白岡市シニア元気アップ教室実施要領（以下「要領」という。）第2条に規定する対象者のうち、次に掲げる者を参加不可とする。

- (1) 6か月以内に心臓発作又は脳卒中の発作を起こした者
- (2) 急性の肝機能障害又は慢性のウィルス性肝炎の活動期である者
- (3) 糖尿病があり、次のア又はイに該当する者
  - ア 過去2年間に低血糖の意識障害を起こしたことがある者
  - イ 網膜症、腎症等を合併している者
- (4) 収縮期血圧180mmHg以上又は拡張期血圧110mmHg以上ある者
- (5) 慢性閉塞性肺疾患（慢性気管支炎、肺気腫など）で息切れ、呼吸困難がある者
- (6) 主治医判断で不可能となった者

### 白岡市シニア元気アップ教室参加意見書が必要な場合の例

- ① 過去2年間に心臓発作を起こしている場合
- ② 過去2年間に低血糖発作を起こしている場合
- ③ インシュリンを注射している場合
- ④ 脳血管性認知症、アルツハイマー病等の認知症がある場合
- ⑤ 急性期（3か月以内）の整形外科的疼痛及び神経症状がある場合
- ⑥ 骨粗しょう症で、かつ、圧迫骨折の既往がある場合
- ⑦ 血圧が180mmHgに近い方などの場合
- ⑧ その他高齢介護課職員等が必要と認めた場合

## 2 利用の決定方法

- (1) 選考の順位

利用の決定をするに当たり、選考の順位を算出する。

なお、選考の順位の上位者は、要領様式第2号「2 生活習慣に関する項目」等について、別表1に基づき算出した点数が高いものとする。ただし、点数が同じときは別表1の「2 生活習慣等に関する項目No.6～No.10」及び「加算条件」による点数が高いものを上位とし、当該点数についても同じときは、より高齢のものを上位とする。

## (2) 利用の決定

選考順位の上位者から、定員に達するまでのものを参加者として決定する。